

議案第 7 3 号

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。